

船橋市男女共同参画推進委員会公募委員の選考に関する要綱

(設置)

第1条 船橋市男女共同参画推進委員会の公募委員を選考するため、男女共同参画推進委員会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考会は、次の者をもって組織する。

- (1) 市民生活部長（以下「部長」という。）
- (2) 市民協働課長
- (3) 市民協働課長補佐

(会議及び議事)

第3条 選考会の会議は、部長が招集し、選考する。

(選考方法等)

第4条 選考の方法は、次に掲げるものとし、第1次選考の後、第2次選考を行うものとする。

- (1) 第1次選考（小論文）
- (2) 第2次選考（面接）

2 前項第1号及び第2号に定める選考は、男女共同参画に関する理解度等について、選考基準に基づき行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

（船橋市男女共同参画推進委員会公募委員選考会設置要綱の廃止）

2 船橋市男女共同参画推進委員会公募委員選考会設置要綱（平成13年8月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

[選考基準]

1. 第1次選考（小論文）は、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第2条に規定する所掌事項を行うに必要な熱意と見識を持っていること等を別表Ⅰの5段階評価で行うものとし、評価が普通以上の者を選定する。

別表Ⅰ

段階	評 価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

2. 第2次選考（面接）は、別表Ⅱの評価項目ごとに5段階評価で行うものとし、別表Ⅲの総合判定が普通以上の者の中から3人を上限に委員を選定する。

別表Ⅱ

評価項目	評 価 点
積極性（熱意・意欲）	5 4 3 2 1
責任感	5 4 3 2 1
表現力（言葉遣い・理解度）	5 4 3 2 1
適応性	5 4 3 2 1
社会情勢への関心度	5 4 3 2 1

別表Ⅲ

点 数	総合判定
2 2 ～ 2 5	非常に適格である
1 8 ～ 2 1	適格である
1 4 ～ 1 7	普通
1 0 ～ 1 3	やや不適格である
5 ～ 9	不適格である